

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の
公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

奈良地方法務局五條支局

登記官 稲葉 広恵

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
1503-2025-0029	奈良県五條市霊安寺町 2 0 3 9 番